

日本学校メンタルヘルス学会役員選挙規則

第1条 (総則) 日本学校メンタルヘルス学会会則第9条にもとづく役員の選挙は、この規則の定めるところによる。

第2条 (選挙事務) 役員選挙を実施するために、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会は、理事会の指名する2名の委員によって構成され、互選で委員長を選ぶ。

第3条 (役員の定数) 役員の定数は日本学校メンタルヘルス学会会則第9条の定めるところにより、理事長1名、副理事長1名、理事30名以内、評議員30名以内、監事2名の合計数とする。

第4条 (選挙)

- 1) 選挙権者は、被選挙権者(第5条に規定する資格を有する会員)の中から、定数以内の人数を選んで無記名投票により評議員を選出する。
- 2) 理事は、選出された評議員の中から、定数以内の人数を選んで無記名投票により選出する。
- 3) 選出された理事・評議員が病気、もしくは長期の海外出張などによる特別な理由での就任の辞退があったときには、次点の者を繰上げ当選とする。

第5条 (選挙の方法)

- 1) 選挙は選挙管理委員会が管理する電子投票システムまたは選挙管理委員会発行の所定用紙の郵送により、これをおこなう。
- 2) 投票は、すくなくとも総会期日の1ヶ月以上前の所定の期日までにおこなうこととする。

第6条 (選挙権・被選挙権)

- 1) 選挙権および被選挙権者は、当該選挙のおこなわれる年の前年度までに入会し、当該年度までの会費を当該選挙の告示の1ヶ月前までに納めているものとする。
- 2) 選挙の実施のために、選挙権を有する者の名簿を有権者に配布する。

第7条 (抽選) 選挙の結果、同点者が生じた場合は、選挙管理委員会においておこなう抽選によって当選者を決定する。

第8条 (改定) 本規則の改定は、理事会の承認によるものとする。

付則 この規則は2007年11月25日より有効とする。

この規則は2010年6月5日に修正改正し施行する。

この規則は2022年2月11日に修正改正し施行する。